

福祉医療費助成制度を維持するために

医療機関・薬局の 適正受診のお願い

適正受診 4つのポイント

1 休日や夜間の受診を見直しましょう！

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者を受け入れるためのものです。また、休日や夜間の診療には「割増料金」が加算され、医療費が通常より高くなってしまいます。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診することができないか、考えてみましょう。



2 お薬手帳を持参し、お薬のもらいすぎに注意しましょう！



お薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。お薬手帳を持つことで受診する医療機関が変わっても、薬の重複や良くない飲み合わせによる副作用を未然に防ぐことができます。

3 ジェネリック医薬品を活用しましょう！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。開発費が抑えられ、低価格なので、医療費の抑制につながります。



4 かかりつけ医をもって気になることは相談しましょう！



日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすいため、病気の予防や早期発見、早期治療が可能になります。また、かかりつけ医がいれば、治療法などについての的確な診断やアドバイスを受けることができ安心です。

医療機関の過剰な受診や、軽い症状での救急外来受診は、真に医療を必要とされる方への適切な対応の妨げとなる場合があります。市の医療助成制度は、皆さまにお納めいただいた税金から成り立っており、制度を維持するためには医療機関や薬局の適正な受診が必要です。

休日・夜間

子どもの症状に困ったら…

休日や夜間にお子さんの急な病気で判断に迷い心配になったときは、兵庫県が設置する子ども医療電話相談窓口を利用しましょう。看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。



子ども医療電話相談

#8000

ダイヤル回線・IP電話

078-304-8899

※相談料無料。通話料は利用者の負担となります

相談時間

平日・土曜日：午後6時～翌朝8時
日・祝・年末年始：午前8時～翌朝8時

あらかじめ、携帯電話の電話帳に電話番号を登録しておきましょう！

● 他の公費負担医療制度との併用

小児慢性特定疾病、自立支援医療など他の公費医療の助成対象となる場合は、窓口で乳幼児等・こども医療費受給者証は使用できません。他の公費医療の自己負担額を支払った後、還付の申請(領収書の原本等が必要です)を行うことで助成を受けることができます。

他の公費負担医療制度を利用させていただくことで、本市の福祉医療制度の経費を節減することができます。制度を安定的に運営していくために、福祉医療制度と他の公費負担医療制度の併用にご理解とご協力をお願いします。

市長 メッセージ

「圧倒的に 子育てしやすい芦屋」へ

芦屋市長 高島峻輔



未来の芦屋を担うすべての子どもたちの健全な成長を、芦屋市民全体で支えるための経済的支援として、7月より、子どもの医療費助成の対象を高校生相当までのすべての方に拡充します。支援の対象者数は大幅に拡大し、これまでの約2.1倍となります。

この制度を末永く守るためには、市民の皆さまのご協力が欠かせません。限りある小児医療提供体制を守り、医療費の増大を防ぐため、病状等に合った適切な受診をしてください。

上記の“適正受診 4つのポイント”へのご理解をどうぞよろしくお願いいたします。これからも「圧倒的に子育てしやすい芦屋」を目指し、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

